
監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月17日

長崎県監査委員	下田芳之
同	砺山祐実
同	大場博文
同	堤典子

R06-01090-02989
令和6年8月15日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 祐実 様
長崎県監査委員 大場 博文 様
長崎県監査委員 堤 典子 様

長 崎 県 知 事 大石 賢吾

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

<テーマ> 子ども・子育て支援関連事業に関する事務の執行について

包括外部監査の結果報告・各論

第1	こども政策局	こども未来課	少子化対策班	-----	1
第2	こども政策局	こども未来課	幼児教育・保育支援班	-----	2
第3	こども政策局	こども未来課	地域子育て推進班	-----	4
第4	こども政策局	こども家庭課	こども・女性支援班	-----	8
第5	こども政策局	こども家庭課	家庭福祉・母子保健班	-----	14
第6	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室		-----	19
第7	産業労働部	雇用労働政策課		-----	22
第9	教育庁	児童生徒支援課		-----	23

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第1 こども政策局 こども未来課 少子化対策班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.26	こども未来課	<p>未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業、ながさきで家族になろう事業(長崎県婚活サポートセンター運営事業業務委託)</p> <p>【契約方法について十分に検討が必要である】</p> <p>長崎県婚活サポートセンターは、平成27年度の設置以来、同じ公益財団法人にその運営を業務委託している。</p> <p>契約方法については、設置当初の平成27年度から30年度まではプロポーザル方式が採用されていたが、応札する事業者がおらず、平成31年度から令和4年度までは随意契約となっていた。令和5年度は再びプロポーザル方式が採用されているが、結局応札したのは同法人のみであり、結果として、婚活サポートセンターが設置されて以来一者応札の状態が継続している。</p> <p>県としては、令和5年度はプロポーザル方式を採用するなど、競争性の確保に向けた努力をしていることが見受けられるが、それでもこのまま一者応札が続く場合は、当該入札に十分な競争が働いているとは言えず、特に、同一事業者が連続して一者応札となる場合には価格が高止まることも懸念される。この一者応札が継続する状態を改善するためには、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位(内容・地域)の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。</p> <p>本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。</p> <p>一者応札が継続している委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度は総合評価一般競争入札を実施しましたが、結果的に一者応札となったことから、今後も競争性の確保に向け委託先となる事業者の情報収集などにより必要な見直しを検討してまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 こども政策局 こども未来課 幼児教育・保育支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.29	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 保育の仕事合同面談会会場設営等業務委託</p> <p>【完了報告書を速やかに受理していない】</p> <p>本委託業務は、合同面談会の実施にあたり会場設営等を事業者へ委託するものである。令和4年度の委託事業者は、実際に面談会実施にあたり必要な会場設営等の委託業務を遂行し、業務終了後遅滞なく完了報告書を作成し、令和4年7月10日付完了報告書を県に提出している。しかし、県はこれを速やかに受領せず、19日後の令和4年7月29日に受領した。委託業務検査調査にも、完成年月日は令和4年7月10日、検査年月日が令和4年7月29日と記載している。この点について、担当課の説明によれば、本委託契約の期間が令和4年7月29日であることから、契約期間の満了を待って受け付けたとのことであった。しかし、本委託業務は、合同面談会の会場設営等をその内容とするものであることから、合同面談会の実施をもってその委託業務を終了することが当然想定されている。そのため、委託事業者も合同面談会終了後すぐに完了報告書を作成し遅滞なく県に提出しているのであり、事業者の対応に何ら問題はない。契約期間満了前に完了報告書を受け取ることを禁じる理由はなく、県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。</p> <p><u>県は委託事業者から委託業務の完了報告書が提出された場合には特段の事情がない限り速やかに受領し、完了検査を行うべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託事業者から完了報告書が提出された場合は、委託期間内であっても速やかに受領し、完了検査を実施するよう徹底を図りました。今後は、このような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p.31	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 保育士等キャリアアップ研修eラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託</p> <p>【受託事業者からの委託料請求書が速やかに受領されていないこと】</p> <p>本委託契約は、契約書第6条により、委託料は請求書を受領してから30日以内に支払うことと定められている。委託事業者は、本委託業務につき、業務完了報告書を令和5年3月27日に提出し、その後委託料の支払いを求める請求書を令和5年3月31日付で作成している。しかし、これに対して県がかかる請求書を受け付けたのは令和5年4月13日であり、委託事業者からの請求日から約2週間も経過した後であった。県は令和5年5月12日に委託事業者に対して委託料の支払いをしているが、請求書の日付から起算すると既に30日以上を経過していた。委託事業者からの委託料支払請求書の受理に約2週間の時間を要した原因について、担当者のヒアリングで確認したところ、経緯が分かる記録等が無いため原因が不明であるとのことであった。委託料の支払い時期は委託事業者にとっては重要な事柄であり、その支払い時期を正当な理由なく遅らせることは履行遅滞となり適切ではない。委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをしなければならない。</p> <p><u>委託事業者が完了報告書を提出し、委託料支払いの請求を行った場合には、県はこれらの書類を遅滞なく受領し、契約書に定める期間を遵守して委託料の支払いをすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託事業者から適法な請求書が提出された場合は、遅滞なく受領し、契約書に定める期間内に支払いを行うことについて徹底を図りました。今後はこのような誤りがないよう十分注意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	
p.31	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 保育士等キャリアアップ研修eラーニングシステム作成及び管理運営等業務委託</p> <p>【競争入札において一者応札が続いていること】</p> <p>担当者のヒアリングによると、保育士等キャリアアップ研修においては、令和2年度からeラーニングのシステム構築が開始され、開始当時は早急にシステム構築をすることから委託事業者と随意契約を行ったとのことであった。その翌年の令和3年度から一般競争入札による契約方法が採用されているが、令和3年度、4年度ともに、令和2年度に随意契約を行った事業者による一者応札が続いていた。これに対して、県は仕様書の内容を変更し、eラーニングと研修を一本化して教材の刷新を図るなどをし、令和5年度には、令和2年度から4年度まで継続して委託した事業者とは別の事業者へ委託することになったとのことである。ただし、令和5年度についても一者応札であったとのことである。一般競争入札において、結果として一者応札となってしまうこと自体はやむを得ない場合もある。競争入札における応札者数は、経済情勢や市場の需給等、様々な要素により左右されるものの、同種の入札に一者応札が続く場合には競争が働かないことによる調達価格の高止まりが生じるおそれがある。その状態を解消するために、受注可能な事業者の調査、参加者要件の見直し、発注単位(内容・地域)の見直し、複数年度契約の検討など様々な観点からの見直しが必要であると考えられる。本委託事業についても、競争性の確保の観点から引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。</p> <p><u>一者応札が続いている委託事業については、競争性の確保の観点から、引き続き必要な条件の見直し等を行い、一者応札状態の解消に努めることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度は一般競争入札を実施するうえで仕様の見直しを行いましたが一者応札となりました。今後、競争性の確保に向け、他県の入札手法の調査、委託先候補となる事業者の情報収集及び入札の情報提供などにより発注時期の検討や仕様の検討などを進めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第2 こども政策局 こども未来課 幼児教育・保育支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.32	こども未来課	<p>保育士人材確保等事業 保育所職員研修委託事業</p> <p>【委託料の前払の必要性についての疎明資料がないこと】</p> <p>本委託業務においては、委託料の支払いについては、委託契約書に「必要と認められる額については、乙(委託事業者)の請求に基づき、前金払により支払うものとする」と定められている。そして、かかる契約条項に基づき、本委託業務においては委託事業者から令和4年6月13日付で前金払請求書が提出され、県は前金払いを行っている。</p> <p>しかし、委託事業者から提出された前金払請求書には、前金払の必要性については何らの記載もなく、必要性について疎明されている書類等の添付もなかった。前払いの必要性を記載した理由書が添付されていたが、これは県が作成した資料と思われる。担当者のヒアリングによれば、担当課が委託業者に確認し、前金払いの妥当性、必要性について確認して理由書を作成しているとのことであった。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。</p> <p>また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果(後期)の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われる。この点についても評価できるものである。</p> <p>しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。</p> <p><u>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度業務から、受託者に前金払いの必要性を請求書に付記するよう指導しております。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.35	こども未来課	<p>子育て支援新制度関係対策事業(子育て支援員研修事業)業務委託</p> <p>[1者応札になっている]</p> <p>令和3年度は一般競争入札に対してA社とB社の2社が応札してA社が落札した。受講者のアンケートはA社の研修業務を評価するものが多かった。しかし、令和4年度はA社が入札を辞退し、B社1社での応札となった。県の担当課が確認したところ、A社が入札辞退したのは、長崎県内の拠点が廃止され、福岡の拠点の人員で対応することになったためコストアップとなり価格競争力を失ったためとのことであった。</p> <p>令和4年度の委託先であるB社(福岡市)は、雲仙市や大分県、宮崎県、沖縄県からも同じ研修を受託しており、業務遂行に問題はなかったとのことである。なお、令和4年度に続いて令和5年度も同社1社の応札が続いたということである。</p> <p>県では、一般競争入札を行った結果、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件(建設工事関係を除く)で、検討の結果、随意契約への移行が必要と判断された案件については、県及び部局別随意契約適正化推進協議会の審査を受ける等所定の手続きを経て随意契約に移行できるとしている。</p> <p>しかし、本件事業は、従来A社が応札し、落札していたものであり、B社にしか受託できない業務とは考えられず、また、長崎県近隣の自治体がすべてB社に委託しているとも考えにくい。事業者との対話や公告期間・公告タイミングの見直し、業務等準備期間の確保など令和元年度の包括外部監査結果報告書で提案された1者応札解消のための方策である添付「競争入札見直しのポイント-競争性を高めるために-」を参考にしたり、他の自治体と委託候補先に関して情報交換したりするなどすれば、1者応札が解消される可能性があると考えられる。</p> <p><u>県は、競争入札の見直しを行ったり、現行の委託先以外の委託先候補の情報入手に努めたりするなどして1者応札の解消に取り組むことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度の入札に向けて、他県の取組等の情報収集を行い、他県で同研修業務を受託した実績のある団体へ、入札への参加について意見交換を行いました。講義で学んだ内容を実際に見学・観察して学ぶ見学実習への対応が難しいとの回答をいただきました。</p> <p>見学実習につきましては、国の子育て支援員研修事業実施要綱に基づき実施が義務付けられ、「可能な限り見学実習を実施することが望ましい」とされています。</p> <p>一方、見学実習は、地域の実情等に応じ講義で代替も可能とされており、他県では、見学実習を講義で代替しているところもあることを確認しました。</p> <p>これらを踏まえ、仕様書の見直しについて検討を行いました。保育に携わるならば現場を見ておくことは必須であるとの判断から、本年度も見学実習を実施することとし、昨年度と仕様を変えず入札を実施いたしました。</p>	
p.47	こども未来課	<p>子ども・若者支援システム構築事業業務委託</p> <p>[長崎市以外の市町に居住している県民の利用割合が少ない]</p> <p>受託者から提出された委託業務完了報告書によると、「ゆめおす」の利用者(相談件数)の居住地別割合は長崎市の58.5%が圧倒的に多く、これに諫早市の7.6%、長与町の5.0%、大村市の4.9%、佐世保市の3.4%が続いた。「ゆめおす」が長崎市内にある(長崎市内にしかない)ことが理由のひとつと考えられる。</p> <p>特に佐世保市居住者の割合が小さく、県の担当課によると、「佐世保若者サポートステーション」に一定数の相談が寄せられているとのことである。「佐世保若者サポートステーション」は働くことに踏み出したい若者を対象に就労や職場体験の支援を行う機関で、本事業の受託者が長崎県及び国(厚生労働省)から本事業とは別に受託して運営している。その活動目的や内容は本事業による子ども・若者支援と重なる部分もあるが、就労支援を主としている点で本事業による支援とまったく同じでなく、本来は「ゆめおす」に寄せられるべき相談も「佐世保若者サポートステーション」に寄せられていると思われる。</p> <p>県や受託者においてもこの問題(課題)を認識しており、ホームページや公式LINEでのPRや各市町や学校、関係団体に対する「ゆめおす」のPRを行うとともに、令和5年度からLINEでの相談受付を始める等の取組を行っているとのことである。</p> <p>しかし、本事業による支援は面談によって進める必要がある場合が多いように思われ、上記の利用者の居住地の偏りは、長崎市以外に居住している子ども・若者やその家族等に対する本事業による支援が充分に行き届いていないおそれがあることを示している。予算や人員等の面で、直ちに対応することには困難もあると思うが、佐世保市等への相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。</p> <p><u>県は、長崎市以外の市町に居住している子ども・若者やその家族等にも本事業による支援が充分行き届くよう、相談拠点の増設を含めた対応策を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>現在、遠方からの相談については、電話やLINE、ZOOM等を活用して相談対応をしているところですが、ご意見のとおり、センターを設置している長崎市及びその近隣の市町に相談者が偏っていることは課題であると認識しております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえて、今後の対応策について検討を行った結果、相談支援が全県域に行き届くよう、県内市町と意見交換や地域資源の掘り起こしを行うとともに、県内各地域の支援機関等との連携拡大を図ることとしました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.48	こども未来課	<p>子ども・若者支援システム構築事業業務委託</p> <p>【1者参加のプロポーザル方式で受託先が選定されている】</p> <p>本事業の受託者には、平成23年度から同一の特定非営利活動法人が選定されている。本事業が開始された平成23年度に、平成27年度までの5年間を契約期間とした随意契約が締結され、その次は平成28年度から令和2年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定し、その次も同様に令和3年度から令和7年度までの5年間を契約期間としてプロポーザル方式で受託者を選定して随意契約を締結している。</p> <p>県では、県議会において平成23年12月に「委託先選定に係るプロポーザル方式の改善を求める決議」、及び平成24年3月に「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」がなされ、プロポーザル方式の抜本的な見直しと総合評価方式への移行が求められている。また、議会の決議では、総合評価方式への移行に当たり、入札価格を十分尊重することも付記された。県では、これらの県議会の意見も踏まえ、プロポーザル方式は特別な理由がある場合を除き廃止し、可能な限り総合評価方式による一般競争入札を実施することとしている。このことで、随意契約の縮減と契約の透明性の確保を図り、価格競争の導入による経済性の発揮が高まることが期待されることとしている。</p> <p>もっとも、本事業の委託業務は、不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援するため、本人や家族等からの相談を受け付けるワンストップの窓口を運営するとともに、地域においてそうした子ども・若者及びその家族等を支援するためのネットワークづくりや情報収集を行うという内容で、その遂行には相当程度以上の専門的知見や経験、ノウハウ等が必要になると思われ、プロポーザル方式を採用する理由がないとまでは言えない。問題点は現在の委託先1者のみがプロポーザルに参加して、委託先に選定されたことである。</p> <p>県の担当課によると、長崎県には現在の委託先以外にも子ども・若者支援に取り組んでいる団体が存在し、これまで、そうした他の団体がプロポーザルに参加する機会があったが、結果的に参加がなかったとのことである。</p> <p>プロポーザル方式のメリットは複数の事業者から提案を受けてそのうちの最も優れた事業者を選定することにあり、1者参加の状況ではそのメリットが十分に生かされない。また、本事業の委託は契約期間が5年間とされ、同一事業者への委託が長期間にわたること、子ども・若者支援という県の重要な施策が、ひとつの事業者に依存することになるのではないかと懸念もある。</p> <p>現在の委託先から提出された企画提案書は39ページに及び詳細なもので、審査会による評価を経て委託先に選定され、本事業の運営についても、上記の問題点1は別にして(これは県の課題と考えられる)、特に問題があるとは思われず、現在の委託先のこれまでの実績や貢献は評価されるものである。</p> <p>しかし、県による業務委託先選定は原則として一般競争入札によることとされており(地方自治法234条、地方自治法施行令167条の2、上記県議会決議ほか)、委託業務の内容上、一般競争入札ではなくプロポーザル方式で選定することが相当と判断される場合でも、できる限り複数の事業者がプロポーザルに参加してそのうちの最もすぐれた事業者を選定するというプロポーザル方式のメリットが得られるよう努めていただきたい。そのために、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由等(例えば公告が十分周知されていたか、公告から企画提案までの期間が十分であったか等)をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。</p> <p>県は、本事業の業務委託先選定についてプロポーザル方式を採用する場合、委託先候補となる事業者の調査やそれらの事業者からこれまでプロポーザルに参加しなかった理由をヒアリングする等してできる限り複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は、不登校・ひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者や家族等からの相談をワンストップで受け付け、相談内容によって適切な支援機関へつなぐ総合相談窓口事業であり、ご意見のとおり、相当程度以上の専門的知見や経験、ノウハウ等が必要になることから、センター設置当初から、公募型プロポーザル方式により選定した相手と最大5年間、随意契約を行っております。</p> <p>上記理由により、次回の更新となる令和7年度においてもプロポーザルを実施したいと考えておりますが、実施に際しては、委託先候補となる事業者の情報収集等を行い、業務内容等に係る意見交換を行うなど、複数の事業者がプロポーザルに参加するよう努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.50	こども未来課	<p>長崎県「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金</p> <p>【子育て応援対象の子どもの年齢が低い】</p> <p>本事業での子育て応援の対象となる子どもの年齢は小学生以下とされている。令和4年度の全国における「子育て支援パスポート事業」の状況をまとめた内閣府の資料(添付「子育て支援パスポート事業 全国共通展開自治体 パスポート一覧 令和4年版」)によると、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は長崎県、岡山県、神奈川県及び北海道の4県道に限られ、中学生以下としている秋田県を加えた5県道以外の42都府県では18歳未満、18歳以下、19歳以下の子ども若者が支援対象とされている。</p> <p>対象となる子どもの年齢が高い方が子育て支援として手厚くなるため、県の担当課にこの点の取り組みについて確認したところ、長崎県では未就学児(5歳以下)を対象として本事業を開始し、令和3年度に現行の年齢に引き上げて間がないという経緯があり、参加店舗等の協力がすぐには得られない見通し等から、現時点で対象年齢を引き上げる依頼をすることは考えていないということであった。</p> <p>しかし、上記のとおり、支援対象となる子どもの年齢を小学生以下としている都道府県は、中学生以下としている秋田県を含めてわずか5県道にとどまっている。本事業による子育て支援を全国と同程度の水準に充実させるため、早急に支援対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準(18歳未満程度)に引き上げるための取組を開始することが望ましい。</p> <p><u>県は本事業による子育て応援の対象となる子どもの年齢を42都府県と同水準の18歳未満程度に引き上げるための取組を早急に開始することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は、協賛店舗のご協力により成り立っており、協賛店舗に対し、対象年齢の拡大についてアンケートを実施した結果、令和3年度より未就学児から小学生へと対象年齢を拡大しています。</p> <p>しかしながら、コロナ禍や世界的規模での物価高騰の中、さらに対象年齢を拡大することについては、協賛店舗への負担感が増すことになることから、令和6年度に協賛店舗へアンケートを実施の上、経済状況等を見ながら検討してまいります。</p>	
p.55	こども未来課	<p>長崎県「こどもは宝」子育て応援強化事業費補助金</p> <p>【本事業の予算がシーリングによって減額されている】</p> <p>本事業の予算額は前年度(令和3年度)から約14%減額されている。本事業の意義や優先度が低下したという判断や、このくらいの減額幅であれば本事業の取り組みに影響がないという判断に基づいての減額ではなく、県の予算全体のシーリングに伴う減額ということである。</p> <p>本事業の予算の増減は本事業の成果に必ずしも直結するものでないかもしれないが、予算が減額された分、本事業のための活動量は相応に減少すると思われる。県の担当部署によると本事業での子育て支援制度を周知するためのツール(ウエットティッシュなど)は不足気味とのことであるし、上記問題点1の課題もある。</p> <p>本事業においても業務の効率化や経費(予算)の効率的な活用注力してもらう必要があるが、子育て支援は今日の重要施策であり、その一環としての本事業は全国的にも実施されているものである。本事業の予算金額の規模が比較的小さく県の予算全体に与える影響が大きくないことも考えると、予算シーリングの関係で本事業の予算額を減額することには疑問がある。</p> <p><u>県は、子育て支援の重要性や本事業での応援対象となる子どもの年齢を引き上げるための取組を早急に開始することが望ましいことを考慮して、本事業の予算額を決定することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本補助金の予算につきましては、令和5年度、令和6年度ともに令和4年度と同額を確保し、経済団体や店舗等の訪問、イベントやフリーマガジン、チラシやステッカー等の周知ツールの作成、配布等によるPRを行っております。</p> <p>また、毎年度、県の予算編成方針に基づき事業のスクラップアンドビルドを実施する中で、子育て応援の店事業を含む子育ての機運醸成に係る事業につきましては、令和5年度以降予算を増額し、ポータルサイトやSNS等の各種広報媒体や、メディアとのタイアップによる子育て支援に係る情報発信・PRなどを強化することで、協賛店舗や利用者の拡大を図っております。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第3 こども政策局 こども未来課 地域子育て推進班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.56	こども未来課	<p>ながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託</p> <p>【業務委託契約書に再委託に関する規定がない】</p> <p>上記のとおり、ネット・アプリの管理運営業務については、その業務内容から、受託者である長崎県青少年育成県民会議が情報通信専門業者に再委託することが予定され、実際にも再委託がなされた。県が作成した業務委託仕様書にも再委託を認めるとする記載がある。ところが県と長崎県青少年育成県民会議とが締結した業務委託契約書においては再委託に関する規定が定められていない。</p> <p>本委託業務中、ネット・アプリの管理運営業務も重要な業務であり、かつ各データを取り扱う業務であるから、再委託の可否や再委託する場合の手続き（事前に書面によって県に申請して許可を得る等）並びに秘密保持等に関して委託契約書において明確に取り決めておくことが望ましい。</p> <p>県は、ネット・アプリの管理運営業務が、その業務内容から、情報通信専門業者へ再委託されることが予定されていたのであるから、委託契約において、再委託の可否や再委託する場合の手続き並びに秘密保持等に関して取り決め、委託契約書に内容を明記しておくことが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>「ながさき子育て応援ネット・アプリ運営及び管理運用業務委託」はアプリ運営終了に伴い、令和5年度をもって廃止し、後継事業となった「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業の業務委託では、ご意見を踏まえて、委託業務契約書に第17条に再委託の禁止、第18条に個人情報の保護を追加しました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.60	こども家庭課	<p>長崎県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金</p> <p>[増額変更を求める理由が示されていない]</p> <p>本事業では、予め各施設に補助基準額が示されており、交付申請は、この補助金額の範囲内でなされることとなっている。本事業においては、補助金の交付決定が出た後に、増額変更の交付申請がなされ、同申請に基づいて補助金の増額変更の交付申請にあたっては、増額の理由は示されていない。なお、増額変更の申請にあたっては、補助基準額を上回る金額での交付申請も許容されており、実際、増額変更の交付申請に対し、補助基準額を上回る金額の交付決定が出ている。</p> <p>本事業の補助金は、マスク、アルコール等の購入にも充てられており、増額変更の交付申請は、これらの物品の購入実費であることが予想されるものの、本事業は、消毒事業、個室化改修事業、職員感染対策事業と複数に亘っているため、増額変更を求めるにあたっては、増額変更の理由を示してもらいたい。特に、一旦示した補助基準額を上回る金額で増額変更を認めるのであれば、増額変更を求める理由を示すのは当然といえる。</p> <p>そこで、補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらうなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。</p> <p><u>補助金の増額変更の交付申請を行うにあたっては、その理由を記載してもらうなどして、増額変更を求める理由を示してもらいたい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該事業は新型コロナウイルス感染症対策として実施したものであり、令和5年度で終了しています。今後、類似事業においては、必要に応じて増額理由を示してもらおう努めてまいります。</p>	
p.60	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>[随意契約検討シートの「契約方法」欄に予定額が記載されている]</p> <p>本事業の随意契約検討シートの「契約方法」欄には予定額が記載されているが、同欄に記載すべきは、「随意契約」、「一般競争入札」といった契約方法である。</p> <p>そこで、随意契約検討シートの「契約方法」欄には、予定額ではなく「随意契約」、「一般競争入札」といった「契約方法」を記載すべきである。</p> <p><u>随意契約検討シートの「契約方法」欄には、「随意契約」、「一般競争入札」などの契約方法を記載すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>随意契約検討シートの「契約方法」欄には契約方式を記入すべきところを誤って予定額を記入していたものです。</p> <p>令和5年度及び令和6年度契約分においては、適切な契約方法を記入しています。</p>	
p.61	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>[「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である]</p> <p>本事業の随意契約検討シートには、「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。DV予防授業は、他県でも実施されているものであるが、他県で実施されているDV予防事業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、他県の状況を調査することなく、競争性を有する契約への移行の余地なしと判断してしまうことには疑問が残るところであり、競争性を有する契約へ移行する余地があるのか否かを判断するにあたっては、同様の事業につき、他県がどのような契約事例を採用しているのかについても、調査しておくことが望ましい。</p> <p>そこで、本事業のように、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断の過程において、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例はなかった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していないのであれば、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p><u>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業が他県でも実施されているかどうか、実施されている場合には、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</u></p> <p><u>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>[意見] (措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「無」と記入していたものです。今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>[指摘事項] (措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.62	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県DV予防教育実施事業に係る委託契約</p> <p>【DV予防授業の受託者選定の理由が不十分である】</p> <p>本事業は、平成23年度より、特定非営利活動法人長崎との随意契約が継続になされており、同法人と随意契約を行う理由としては、同法人の理事長作成の教材を活用した授業が実施されていること、継続して統一的内容を実施できること、県内で唯一予防教育を実施してきた団体であることなどが挙げられている。</p> <p>しかしながら、教材作成者と授業実施者が同一人である必要性は必ずしも高いものではないし、DV予防授業においては、継続して統一的内容を実施することが必ずしも求められるものではなく、そのような要請があったとしても、そのような要請は必ずしも同じ受託者でなければ満たせないものではない。また、DV予防教育実施団体が県内の団体である必要性も高いとはいえない。DV予防授業を実施できる専門家は他にも存在し得るため、本事業の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、受託者の選定については、他の専門家、団体等も候補に含めて検討していくことが望ましい。</p> <p><u>本事業の受託者の選定については、同一の受託者が10年以上継続していることも踏まえ、他の専門家、団体等も候補に含めて検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約は、「県内で唯一、予防教育を実施してきた実績のある団体であり、さらにDV被害者の支援を実践している団体でもあり、県内に本業務を実施できる団体は他にいない」という理由で随意契約を行ってきました。他に受託可能な団体等がある場合は、委託先の候補に含めることを検討します。</p>	
p.62	こども家庭課	<p>長崎県子どもアドボカシー基礎講座に係る委託契約</p> <p>【受託意向のない候補者について翌年度は受託意向の確認がされていない】</p> <p>本事業は、子どもアドボカシー学会との随意契約により実施されているところ、同団体と随意契約を行ったのは、全国で子どもアドボカイトの養成講座を実施している団体が3団体であり、このうち長崎県での実施を可能と回答したのが受託者のみであったことが理由である。</p> <p>本事業は令和5年度も実施され、令和4年度同様に、受託者と随意契約を締結しているが、残りの2団体に対し、再度の意向確認などは行っていない。</p> <p>そこで、事業実施が可能な事業者がいなかったかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。</p> <p><u>事業実施が可能な事業者がいなかったかについて引き続き調査を続けるとともに、令和4年度は長崎で実施可能と回答しなかった残りの2団体についても、その都度受託意向などを確認していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該事業の講座は令和5年度で終了しましたが、今後類似の契約については、一旦受託不可と回答があった事業者についても、後年度においてその都度受託意向を確認することとします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.63	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県里親育成支援事業</p> <p>【1者応札が過去3年間続いていたことが明記されていない】</p> <p>本事業は、過去3年間一般競争入札がなされていたが、1者応札が続いたことから、令和4年度は随意契約がなされるに至っているが、随意契約検討シートには、一般競争入札がなされたことは記載されているものの、過去3年間1者応札が続いたことは記載されていない。 1者応札が3年間続いたことは、令和4年度に随意契約を選択した理由の1つになっているため、随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年間続いたことは記載しておくのが望ましい。</p> <p>随意契約検討シートには、過去3年間の一般競争入札で1者応札が3年間続いたことは記載しておくのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度契約の随意契約検討シートに、過去に実施した一般競争入札において1者応札が3年間続いたことを記載しました。</p>	
p.63	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県里親育成支援事業</p> <p>【他県が実施するプロポーザル方式についての調査がなされていない】</p> <p>随意契約の理由には、里親にあたっては、子どもの心理に配慮し十分なケアがなされる必要があるため、これまで乳幼児及び児童養護施設が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力が必要となるため、これら両方の施設を唯一設置している受託者以外に事業目的に十分に達成できる団体がないということが挙げられている。</p> <p>他方で、他県をみると、福岡県、佐賀県及び熊本県が同様の事業でプロポーザル方式により受託者を選定しており、他県の状況を調査することで、他の契約方式を採用する余地も生じる可能性がある。しかしながら、他県で実施されたプロポーザル方式等について、調査はなされていない。 競争性のある契約へ移行できるかどうかは、常に検討しなければならない事項であるため、同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。</p> <p>同様の事業について、他県ではプロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細について、追加で調査しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度契約にあたって、九州各県の類似事業の契約方法を確認したところ、プロポーザル方式で受託者の選定がなされているところはありませんでした。 今後も引き続き確認し、プロポーザル方式による受託者選定がなされている場合には、その詳細を確認した上で業務委託の参考といたします。</p>	
p.64	こども家庭課	<p>長崎県就学者自立生活援助事業</p> <p>【本事業の周知方法について検討が不足している】</p> <p>本事業はここ数年、申請件数が1件で推移している。その主たる原因が、そもそも本事業の対象となる児童(自立援助ホームに入所している原則20～22歳の就学者)の数が少ないという点にあることは明らかであるが、事業自体が周知されていない可能性も否定できない。 そこで、本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。</p> <p>本事業の内容を各施設に周知していくことについて、周知の必要性の有無も含め、引き続き検討をしていくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>当事業の県内対象施設5施設に、改めて本事業について認識しているかを確認したところ、全施設が認識しており、周知の効果はあったものと考えております。 なお、当事業は令和5年度で終了していますが、各種事業の実施にあたっては、引き続き効果的な周知に努めてまいります。</p>	
p.68	こども家庭課	<p>長崎県児童家庭支援センター運営費補助金</p> <p>【補助金チェックリストの「現地調査の有無」の未記載】</p> <p>本事業の補助金チェックリストにはチェックのなされていない項目がいくつかあり、現地調査の有無の欄にも記載がなされていない。 そこで、補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。 補助金チェックリストについては、原則として全ての項目にチェックを行い、現地調査の有無の欄についても、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>支出負担行為時点までの項目はチェックしていましたが、その後チェックリストを更新する意識の不足により全ての項目のチェックがなされていなかったものです。 令和6年度分からは現地調査を実施するとともに、現地調査欄のほか全ての項目へのチェックを遺漏なく行います。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.69	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県社会的養護自立支援事業費補助金</p> <p>[現地調査実施の有無なし調査不実施の理由が記載されていない]</p> <p>本事業においては現地調査が実施されておらず、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄は空欄になっている。そこで、補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。</p> <p><u>補助金チェックリストの現地調査の有無の欄には、現地調査実施の有無、調査を実施しなかったのであればその理由を記載すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>提出された実績報告書により、事業実施状況の確認ができてると判断し、現地調査を行っていませんでした。</p> <p>令和5年度の実績については、令和6年4月12日に現地にて領収書等の支出証拠書類の確認を実施しました。</p>	
p.70	こども家庭課	<p>令和4年度長崎県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金</p> <p>[交付を求める事務費の金額の根拠等が示されていない]</p> <p>補助事業者は、事務費として上限額である4,800,000円の申請を行い、県は、同額の補助金を交付している。しかしながら、補助事業者からは、事務費の上限額の交付を求める理由が示されていない。</p> <p>貸付事務費については、「4,800,000円までの範囲で使用できることとする。」とされており、同金額は、あくまでも事務費の上限額であるため、補助事業者としては、交付を求める事務費の金額について、その根拠や疎明資料を提出すべきである。</p> <p>そこで、県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。</p> <p><u>県は、補助事業者に対し、交付を求める事務費の金額について、その根拠ないし疎明資料の提出を求めるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度分については、事務費の根拠資料を提出してもらい、令和6年4月19日に現地にて、当該根拠資料と支出証拠書類の突合などの確認を実施しました。</p>	
p.73	こども家庭課	<p>令和4年度指導教育担当児童福祉司任用前研修に係る委託契約</p> <p>[「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である]</p> <p>本事業は、児童福祉法が定める法定研修の委託であるところ、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」、「競争性を有する契約への移行の余地」について、いずれも「なし」と記載されている。本研修は法定研修であり、全国各県で実施されているはずであるが、他県で実施されている事業に、どのような契約方法が採用されているかなどの調査はなされていない。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、全国各地で実施される法定研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。</p> <p>そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例はなかった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p><u>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</u></p> <p><u>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>【意見】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>【指摘事項】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.73	こども家庭課	<p>令和4年度児童福祉司任用研修</p> <p>【「研修後振り返りシート」の書式改定についての検討】</p> <p>受講者には、研修後に「研修後振り返りシート」の提出を求めており、同シートはテーマごとに、「知識、気づき、意欲、満足度」をそれぞれ1～5で記載するようになっているが、「意欲」を記載させる必要があるかは検討の余地があるし、また、自由記載欄は若干小さいようにも思われる。</p> <p>そこで、「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。</p> <p>「研修後振り返りシート」は、書式の改訂に関し、改訂の必要性の有無も含め、検討していくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度からは同シートを紙からデジタルへ変更して利便性の高い様式としています。また、質問項目も全国研修を参考として設問を見直しています。</p>	
p.74	こども家庭課	<p>令和4年度児童養護施設等職員研修会に係る委託契約</p> <p>【「他県における同様な契約事例」の調査・記載が不適切である】</p> <p>本事業は継続的に実施されている事業であり、平成19年より、長崎県児童養護施設協議会との随意契約が続いている。本研修は全国で実施されるものであるが、他県でどのような契約方法がとられているかの調査はなされておらず、それにもかかわらず、随意契約検討シートには「他県における同様な契約事例」が「なし」と記載されている。この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、このような調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査しなかったこと自体に問題はない。</p> <p>もっとも、本事業の随意契約検討シートには、「競争性を有する契約への移行の余地」が「なし」と記載されているところ、本事業のような全国で実施される研修について、他県の状況を知ることなく競争性のある契約への移行の余地がないと判断するのは困難であると考えられる。</p> <p>そこで、本事業のように、全国で同様の研修が実施されている事業につき、「競争性を有する契約への移行の余地がない」と判断するのであれば、その判断過程において、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。</p> <p>また、本事業のように、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄が「なし」と記載されていれば、それは「他県における同様な契約事例はなかった」と読むのが通常であるため、他県の状況を調査していない場合には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。</p> <p>競争性を有する契約へ移行する余地がないと判断するのであれば、その前提として、同様の事業について、他県、少なくとも九州各県がどのような契約方法を採用しているかという程度の調査はしておくことが望ましい。(意見)</p> <p>他県における同様な契約事例について、調査を実施していない場合には、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」の欄には、「なし」ではなく「調査未了」といった記載をすべきである。(指摘事項)</p>	<p>【意見】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、競争性を有する契約へ移行する余地があるかどうかを検討する際には、九州各県の契約方法等の調査を実施することとします。</p> <p>【指摘事項】(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、「なし」と記入していたものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p> <p>なお、当欄の記入が必要な場合で、他県における同様な契約事例の調査が未了の場合は「調査未了」と記入することとします。</p>	
p.75	こども家庭課	<p>令和4年度児童養護施設等職員研修会に係る委託契約</p> <p>【競争性を有する契約へ移行できるかどうかの判断に個人情報保護の観点を持ち出している】</p> <p>本事業の随意契約検討シートの「競争性を有する契約へ移行できる余地」には、「なし」との記載がされており、その理由として、児童の個人情報保護の観点を挙げている。</p> <p>しかしながら、事業を委託により実施する場合には、受託者が個人情報を取り扱うことになるのは当然であり、そうであるからこそ、県は、委託契約書とは別に個人情報取扱特記事項を作成している。</p> <p>そこで、次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。</p> <p>次年度以降、競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討するにあたっては、児童の個人情報保護の観点は考慮要素として挙げるべきではない。(指摘事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>競争性を有する契約へ移行できるかどうかを検討する際には、ご指摘のとおり個人情報保護の観点は考慮しないこととします。</p> <p>なお、「次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっており、当該契約は限度額を超えない随意契約であるため、当欄の記入は不要であることから、今後は斜線を引くこととします。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第4 こども政策局 こども家庭課 こども・女性支援班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.75	こども家庭課	<p>児童虐待防止のための広報啓発事業</p> <p>【発注したリーフレットに大量の在庫が生じた原因等が共有されていない】</p> <p>リーフレットについては、令和4年9月28日時点で10,000枚の在庫が生じている。そこで、このような大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。</p> <p><u>委託により発注した成果物等について、大量の在庫が生じているような場合には、その原因、理由などを調査した上で調査結果を一件記録に綴り、職員間で共有しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により予定していたイベントが中止となったことなどから多くの在庫が発生したものです。</p> <p>なお、令和5年11月のイベント等で在庫の解消は図られています。引き続き在庫の把握・管理を行うとともに、大量の在庫が生じている場合には、その原因等を一件記録に綴り職員間で共有し、その後の発注の適正化を図ってまいります。</p>	
p.76	こども家庭課	<p>令和4年度児童相談所職員研修会に係る委託契約</p> <p>【複数の事業者から受託者を選定した理由が明らかではない】</p> <p>本事業は、受託者との随意契約による委託がなされている。虐待防止のためのSNS相談システムに特化した対応研修を実施できるのは4事業者のみであり、SNS相談事業は、国において、令和5年2月1日より運用を開始することが決まっていたことから、同年1月中旬に研修を実施する必要があった。このような事情もあり、本事業は、上記4事業者のうちの1者である受託者と随意契約がなされるに至った。</p> <p>タイトな日程で研修を実施する必要がある場合に、複数の候補者から1者を選定して随意契約を行うことに問題はない。しかしながら、一件記録には、打合せ、協議などの記録が綴られていないため、受託者を選定した理由が不明である。</p> <p>そこで、複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。</p> <p><u>複数の候補者から1者を選定して随意契約を締結したような場合には、それまでの打合せ、協議のメモなどを一件記録に綴るなどして、4事業者のうち受託者を選定した理由を明らかにしておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約においては、研修を実施できる4事業者のうち、研修実施時期等の関係で受託が可能な事業者が1者のみであったため、当該事業者と契約をしたものですが、4事業者への聞き取りなどの記録を一件記録として綴っていなかったものです。</p> <p>令和5年度契約からは、事業者への聞き取り結果等、受託者選定の経緯を記録として残しています。</p>	
p.77	こども家庭課	<p>令和4年度児童相談所職員研修会に係る委託契約</p> <p>【調査結果が随意契約検討シートに記載されていない】</p> <p>本事業においては、九州各県がどのような契約方法を採用したかなどについて調査を行っているにもかかわらず、随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例」には記載がなされていない。</p> <p>この点、県においては、限度額を超えない随意契約の場合には、他県の状況調査は不要とされているため、本事業においても、他県の状況を調査することは必ずしも必要ではない。もっとも、限度額を超えない随意契約の場合でも、他県の状況を調査すること自体は望ましいことであり、その結果は、次年度以降の検討に活かすことができるため、他県における状況調査を実施したのであれば、その調査結果は記載しておくことが望ましい。</p> <p>そこで、他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。なお、本件では、前述のとおり、タイトな日程で研修を実施する必要があったという事情があり、随意契約検討シートに空欄部分が生じてしまうことも、十分理解できることではあるが、そのような場合であったとしても、例えば、随意契約検討シートには「別紙のとおり」といった記載のみを行い、調査結果のメモを別紙として綴っておくことは可能であるため、作業の負担軽減に努めながらの対応を工夫していただきたい。</p> <p><u>他県の契約方法などについて調査を行った場合には、随意契約検討シートに記載しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>当該契約は限度額を超えない随意契約であり、「他県における同様な契約事例」欄は「限度額を超えて随意契約を行う場合のみ記入すること」となっているため、記入していなかったものです。</p> <p>今後は、記入の必要のない欄は斜線を引くこととします。</p>	
p.78	こども家庭課	<p>令和4年度児童保護措置費</p> <p>【負傷原因の報告を受けずに医療助成費を支出している】</p> <p>負傷した児童の施術を行った柔道整復師は、県に医療助成費支給申請書(以下「本件申請書」という。)を提出して、施術に係る療養費の支払いを受けている。柔道整復師は、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術を行う。</p> <p>したがって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷については、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱うことに問題はない。</p> <p>ところで、本件申請書には負傷原因を記載する欄があり、この負傷原因の記載は、柔道整復師による施術を、医師による治療と同様に扱ってよいかどうかを判断する上で重要な記載となるが、医療助成費については、整骨院が提出した負傷原因欄が空欄の本件申請書によって支給がなされているケースがあった。</p> <p>そこで、整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。</p> <p><u>整形外科等の医療機関ではなく整骨院が行う医療助成費の申請について、本件申請書の負傷原因欄が空欄であった場合には、負傷原因を記載するよう求めるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>監査結果をふまえて関係通知を確認したところ、平成22年5月24日厚生労働省保険局長通知保発0524第2号において、3部位目以上の施術の場合は負傷要因欄の記載の対象と示されていたため、3部位目以上の施術の際に空欄だった場合には、整骨院へ記載するよう指導を行います。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.80	こども家庭課	<p>ひとり親家庭等自立促進センター事業</p> <p>【算出根拠が過去の実績を反映していない】</p> <p>当該事業の委託金額の算出根拠(令和4年度当初予算要求)は、人件費、事務諸経費と大きく2つに費目を分けており、その内事務所経費は、費目別、各事業別に講習会やセミナー等を各地区で何回行うかを想定し、人数、数量、単価を掛けて金額を算出している(別紙1)。これに対して、委託先作成の当該事業の精算報告書(別紙2)は、当該事業を各事業(就業支援事業、就業支援講習会事業、就業情報提供事業、養育費等支援事業)と共通経費に分けて、各事業等に要した費用の合計額を記載しているが、その内訳は不明である。また、精算報告書添付の事業実績の報告から、各事業に要した費用の内訳を算出することもできない。</p> <p>これでは、当該事業の次年度の委託金額を算出する際、前年度実績を基に委託金額を算出することができず、適切な算出に支障が生じる。なお、算出根拠により算出した委託金額は、10,549,746円であるところ、精算額も同額となっている。</p> <p><u>委託金額を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、委託金額の算出方法と精算報告との算出方法及び内訳が異なるため、過去の実績に基づく委託金額の算出が出来ない。委託先に対して、委託金額算出に必要な情報を記載した報告書を求め、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出できるようにすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託先から県へ提出する実績報告書の様式について、令和6年度から、事業費の内訳を記載するよう見直しを行いました。</p> <p>今後は、可能な限り過去の実績に基づいて委託金額を算出してまいります。</p>	
p.80	こども家庭課	<p>ひとり親家庭等自立促進センター事業</p> <p>【就業支援セミナーの内容が直接的な就職支援に繋がるか疑問がある】</p> <p>合計6回開催した就業支援セミナーは、参加可能人数60人に対し、合計参加者数は38人となっているところ、前記6回のセミナー内5回がメイクや笑顔に関するセミナーとなっている。担当者によると、面接や履歴書に適した印象づくりを残すことを目的としているとのことであるが、求職者の適性判断や面接対策等、他にも就職支援に直接的なテーマも存在することから、メイクや笑顔に関するセミナーをテーマとする回数等について、検討すべきである。</p> <p><u>就業支援セミナーのテーマや回数等について、委託先と協議の上、より就職支援に資する事業となるよう委託内容を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>就業支援セミナーのテーマや回数等について、企画段階から委託先と協議し、ひとり親等の就職支援に資する内容となるよう検討してまいります。</p>	
p.81	こども家庭課	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p> <p>【実績報告書の基準額の記載が誤っている】</p> <p>当該事業の令和4年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付け事業費補助金内訳書(別紙3、以下「経費内訳書」という。)には、基準額を記載する欄があるが、基準額の内訳が、対象経費実支出額と同額に揃えられている。担当者によると、基準額を実績に合せて記載してもらったとのことであるが、基準額との比較が困難であるため、基準額を記載する欄には、あくまで基準額を記載すべきである。</p> <p><u>県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>実績報告書において本来基準額を記載すべきところを、実支出額と同額で記載させていたものを、今後は、基準額を記載するように指導を行ってまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.82	こども家庭課	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p> <p>【人件費の相当性の検討ができない】</p> <p>令和4年度ひとり親事業拠点区分資金収支計算書(抄)(別紙4、以下「収支計算書」という。)によると、入学準備金等貸付事業と住宅支援資金貸付事業の事務費合計14,404,163円の内、約95%を占める13,735,776円が人件費とのことである。なお、前記のとおり、事業毎に経費を分けていないため、各々の事業の事務費の額は不明である。</p> <p>担当者に対して、当該事業の人件費に他の事業の人件費が含まれていないか質問したところ、担当者によると、当該事業に従事する職員が全員で13人おり、各人の当該事業のみにかかる業務割合を掛けると全体で3.15人分となり、3.15人分の給料が人件費となっているため、他の事業の人件費は含まれていないとのことであった。具体的には、補助事業者において、担当職員が当該事業に従事した割合を出し、当該職員の給料に掛けることで人件費を算定しているとのことである(例えば、A氏が、当該事業のみに従事しているのであれば、A氏の給料100%、B氏が、当該事業に30%従事しているのであれば、B氏の給料30%等)。</p> <p>また、当該従業員の業務割合については、補助事業者の報告のみに基づくものであり、当該従業員が他の事業にどれだけ従事しているか等の報告までは求めていないとのことである。</p> <p>担当者に対して、仮に、A氏が、当該事業のみに従事しているとしてA氏の給料100%が人件費として挙げられているが、実際にはA氏は他の事業にも100%従事しているとして、他の事業から人件費100%もらっていた場合(A氏の給料分を二重に請求可能となる。)、県として二重に請求されていることに気付くことができるのかと尋ねたら、それは難しいとのことであった。</p> <p><u>県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員の全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご意見をいただきました当該業務に従事する職員の全体の業務割合の報告を含め、人件費の相当性を確認する方法について検討を行ってまいります。</p>	
p.83	こども家庭課	<p>ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業</p> <p>【実績報告書の基準額の記載が誤っている】</p> <p>当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点1と同じ問題点が認められる。</p> <p><u>県は、補助事業者に対して、基準額を実支出額に合わせるのではなく、本来の基準額を記載するよう指導することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>実績報告書において本来基準額を記載すべきところを、実支出額と同額で記載させていたものです。今後は、基準額を記載するように指導を行ってまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	こども家庭課	<p>ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業</p> <p>【人件費の相当性の検討ができない】</p> <p>当該事業においても、前記「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の問題点2と同じ問題点が認められる。</p> <p><u>県は、人件費の相当性を検討するために、補助事業者に対し、当該業務に従事している職員全体の業務割合を報告させる等、補助事業者の報告する業務割合が正当なものかどうか、検証しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>ご意見をいただいた当該業務に従事する職員の全体の業務割合の報告を含め、人件費の相当性を確認する方法について検討を行ってまいります。</p>	
p.84	こども家庭課	<p>先天性代謝異常等検査事業</p> <p>【単価設定方法が不明である】</p> <p>先天性代謝異常等検査額は、以下のとおり改定されているところ、当初の単価設定方法が不明であるため、現在の単価の適切性を検討することが困難である。また、担当者によると、九州各県との比較で単価を見直しているとのことであるが、九州各県がどのようにして単価を設定しているかは不明とのことである。さらに、単価の内訳(人件費や検査薬代等)も不明とのことである。</p> <p>① 令和2年度 消費税改正に伴う改訂(8%→10%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性代謝異常検査 1,380円→1,350円 ・先天性甲状腺機能低下症 770円→750円 ・タンデム検査(平成25年度から開始) 1,130円→1,100円 <p>② 平成24年度 九州各県との比較で改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性代謝異常検査 1,350円→1,420円 ・先天性甲状腺機能低下症 770円→800円 <p><u>現在の単価設定の適切性について、検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>今後、九州各県の単価設定根拠等を確認し、関係機関と協議を行ったうえで、単価設定の適切性について検討してまいります。</p>	
p.86	こども家庭課	<p>ATLウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【算出根拠が過去の実績等を反映していない】</p> <p>当該事業の令和4年度の委託事業費算出根拠(以下、「本件算出根拠」という。)は、別紙5のとおりであり、令和4年度の事業費精算書の支出内訳は、別紙6のとおりである。本件算出根拠及び事業費精算書の支出内訳は、確認した限り、令和元年以降ほぼ同じ内容となっている(令和元年は、WEB配信用機材使用料は発生していない。)。以下のとおり、算出根拠記載の内容には、実際には実施されていないものが多い。また、例年1回講演会を実施しているが、講演会の支出については、算出根拠に記載がない。</p> <p>(報酬費)</p> <p>現地指導・児追跡調査分 令和元年以降、実施されていない</p> <p>連絡協議会 2回分 令和元年以降、1回しか実施されていない</p> <p>ワーキング 3回分 令和元年以降、実施されていない</p> <p>(旅費)</p> <p>現地指導分 令和元年以降、実施されていない。</p> <p>追跡調査分 令和元年以降、実施されていない。</p> <p>連絡協議会 3回分 令和元年以降、1回しか実施されていない</p> <p>ワーキング 令和元年以降、実施していない</p> <p>がん対策・母子保健会議 2回分 令和2年以降、発生していない</p> <p>委託事業費を算出する際には、過去の実績に基づいて算出すべきであるが、少なくとも平成31年度以降、算出根拠の見直しが行われておらず、過去の実績を反映していない。また、ヒアリング調査によると、年度始めに、今年度行う事業について、委託先と簡単な打合せを行うとのことである(例年、連絡協議会が年1回、講演会が年1回)、打合せ内容は書面で記録されておらず、本件算出根拠は、その打合せ内容も反映していない。</p> <p><u>継続する委託事業の事業費を算出する際には、過去の正確な実績に基づき算出するべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託事業の事業費については、令和6年度から、実績に基づいた積算となるよう積算項目等について見直しを行いました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.86	こども家庭課	<p>ATLウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【仕様書や計画書が作成されていない】</p> <p>問題点1と繋がる問題であるが、当該事業に関する仕様書や計画書が作成されておらず、具体的な委託内容が不透明であり、事後的に委託内容が実施できたのかをチェックすることができない。その結果、算出根拠と事業精算書の支出内訳に大きな相違が生じる結果となっている。</p> <p>契約書には、委託内容の概要しか記載されておらず、仕様書や計画書がなければ、具体的な委託内容が不明である。そのため、県と委託先との間で、委託内容の統一が図られていないことから、問題点1が生じたものと思われる。</p> <p><u>契約書に委託内容の概要しか記載しないのであれば、別途、仕様書や計画書を作成し、委託内容を具体化すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度から、別途仕様書を作成し、委託内容を具体的に記載するよう見直しを行いました。</p>	
p.87	こども家庭課	<p>ATLウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【ウェブ配信機材使用料において、高額な支出があるにもかかわらず、支出の合理性を検討していない】</p> <p>事業費精算書の支出内訳によると、使用料の区分にて、WEB配信用機材使用料(以下、「本件機材使用料」という。)535,095円が支出されている。本件機材使用料とは、WEB配信用やウェビナー配信用の機材の使用料であり、令和3年度には632,500円が、本件機材使用料として支出されている。しかしながら、どの年度においても、本件機材材料は、本件算出根拠に挙げられておらず、金額も500,000円を越えて高額と認められる。また、担当者によると、委託先から、講演会をWEBで行う件について報告は受けていたが、具体的な支出額については把握していなかったとのことである。</p> <p>県としては、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、経済的合理性があるかを判断すべきであるが、経済的合理性について、検討した形跡は認められない。</p> <p><u>県は、委託料の範囲内だとしても、算出根拠に記載のない高額な支出を行う場合には、委託先と事前に協議した上で、他に経費削減できる方法がないか等、経済的合理性について十分検討した上で、支出を了承すべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和6年度からは、実績に基づいた積算となるよう算出根拠に反映させるとともに、講演会等高額な支出を伴う事業については、事前に内容を協議することを委託先と確認しました。</p>	
p.87	こども家庭課	<p>ATLウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【成果が不明である】</p> <p>当該事業において、算出根拠には記載がないが、年1回講演会を開くことが慣例になっており、講演会にかかる費用は約105万円と委託費全体の4分の1を占めている(妊婦抗体検査、児の追跡調査試薬代が約4分の3)。しかしながら、事業報告書には、講演会の参加人数が記載されておらず、費用に見合った成果があったか等を検討することが困難な状態である。</p> <p><u>講演会開催が内容の一部となっている事業の場合には、事業報告書に講演会の参加人数を記載させ成果を確認できるようにすべきである。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>事業実績報告書の様式の見直しを行い、令和5年度の実績報告から参加人数の記載を求めることとしております。</p>	
p.87	こども家庭課	<p>ATLウイルス母子感染防止対策事業</p> <p>【講師謝金の基準を確認していない】</p> <p>事業費精算書によると、講演会の講師謝金は、3名で167,055円と記載されており、委託先の基準に則って算定されたとのことであるが、具体的な講師謝金の基準は不明とのことである。前記のとおり、そもそも、算出根拠に講演会の記載がないことが問題であるが、講師謝金の基準を確認していないのも、受託者の言い値で委託費を支払うことになることから問題と考える。</p> <p><u>講師謝金の基準を確認の上、基準の妥当性を検討し、妥当でない場合には、事務局と協議すべきである。その上で、今後の委託料の算出する際の基準とすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託先において、講師謝金の基準を設けており、基準に従って支払われているものです。講師謝金の基準について確認を行ったところ、講師の社会的地位や専門性を考慮すれば妥当と判断しております。令和7年度契約分から委託料の算出根拠に反映してまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第5 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.89	こども家庭課	<p>妊活LINEサポート事業</p> <p>【セミナーについて成果指標の設定がない】</p> <p>セミナーについて、チラシを7,500部撒いたにもかかわらず、参加人数が、現地参加9名(定員100名、アーカイブ視聴15名)と定員の9%しか参加しなかった。担当者によると、テーマ設定が悪かったことが原因とのことであるが、今後、当日参加人数を定員の何%を目標とする等の成果指標を設定した上で、開催時期や内容、対象者等について検討することが有益と考える。成果指標をどのように設定するか等を検討していただきたい。</p> <p>セミナーについて、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後は実施するセミナーの企画段階で、内容やねらいに対応する成果指標の設定について委託先とも協議しながら検討してまいります。</p>	
p.90	こども家庭課	<p>妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業</p> <p>長崎県妊産婦等相談支援ネットワーク推進協議会(以下「推進協議会」という)を設置し、以下の事項について協議する。令和4年度は、推進協議会が1回のみ開催されており、参加人数は17名であった。推進協議会では、長崎市と五島市から各々1つずつ症例報告があり、いずれも慎重な対応を要する事案に対して、医師等からの確かな助言がなされていた。令和3年度は、コロナのため開催中止されたが、その際も行政から症例を2つ挙げる予定であった。</p> <p>支援が必要な妊産婦の相談支援における、産婦人科、精神科、小児科、行政等の連携の方法に関すること</p> <p>妊娠期から出産後の乳幼児育児期等までの各ライフステージに対応する支援が必要な妊産婦への相談支援体制にかかる具体的な方策の検討に関すること</p> <p>その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること</p> <p>行政だけでなく、産婦人科・精神科・小児科の各医療機関においても、支援が必要な妊産婦に関する情報は多数寄せられていると認められる。担当者によると、各行政機関、医療機関に症例を募集しても集まり辛いとのことであり、症例報告にはハードルがあるのだと思われる。しかしながら、妊産婦等相談支援連携窓口一覧には、様々な専門的知識を有するメンバーの記載があるため、当該事業の目的を達成するために、これらのメンバーでの意見交換の場を設ける等、更に当該事業を活かしていただきたい。</p> <p>今後可能であれば妊産婦等相談支援連携窓口一覧記載のメンバーでの意見交換の場を設ける等、相互に情報を共有できる場として当該事業を更に活かしていただきたい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>現在実施している症例検討会を情報共有の場として活用いただけるよう、妊産婦等相談支援窓口一覧表記載の精神科医療機関に案内するなど、事業効果をさらに高める方法を検討してまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.101	男女参画・女性活躍推進室	<p>男性の家事・子育てへの参画促進事業(子育て世帯向けイベント、企業向けセミナー、広報啓発等)</p> <p>【委託業務の内容が不明確であること】</p> <p>男性の家事・子育てへの参画促進事業のひとつとして、県は子育て世帯向けに男性の家事・子育てイベント実施を委託している。イベントには、元プロサッカー選手の久保 嘉人氏を講師として招き、トークライブなどを実施している。このイベント実施の業務委託に関して、委託業者に対して出演の謝金として10万円を支出するほか、広報活動費として90万円を支出しているが、広報活動として委託する内容は仕様書には具体的に示されていなかった。</p> <p>この点について担当課の説明によれば、広報活動として、イベント開催前に講師である久保嘉人氏のSNSにてビデオコメントやチラシを発信したり、同氏のSNSにてイベント開催結果を発信する等の対応を依頼したとのことであった。</p> <p>現代においてSNSでの発信の効果は大きく、企業マーケティングの利用等にも活用されており子育て世代への発信にも一定の効果が見られるが、一方でSNSには様々な種類や特徴があり、より経済的で効率のよい広報活動を行い、さらには事後に適切な効果検証を行うためには、SNSの種類、投稿内容や告知の頻度など広報活動の具体的な内容を検討する必要がある。</p> <p>本事業においても、広報活動費として多額の費用を計上し、自身の子育て経験を活かした久保嘉人氏のインフルエンサーとしての発信力に着眼し広報活動を行うことも併せて業務委託を行うのであれば、仕様書等において、利用するSNSの種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的な内容を可能な限り定めておくことが望ましい。</p> <p><u>インフルエンサー等に対して広報活動を委託する場合には、利用するSNSの種類、投稿内容や告知の頻度などの広報活動の具体的な内容を可能な限り定めておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>業務終了後のご指摘であったため、本イベントへの対応はできませんでしたが、今後同種の委託業務を実施する際には、事前に広報活動の具体的な内容を定めるよう、ご意見の内容及び経緯について室内で確実に引き継いでまいります。</p>	
p.101	男女参画・女性活躍推進室	<p>男性の家事・子育てへの参画促進事業(子育て世帯向けイベント、企業向けセミナー、広報啓発等)</p> <p>【講師に対するお土産等については基準が設けられていないこと】</p> <p>男性の家事・子育てイベント実施において、講師に昼食とお土産が提供されている。長崎県としては「各種会合にかかる会議等連絡費の取扱いについて」という内部文書において、講師等に提供する食事代の上限が定められており、講演を依頼した講師に対して一定の基準に従い食事やお土産を提供すること自体は社会的儀礼として問題はない。しかし、食事については一定の執行基準はあるものの、お土産については基準が設けられていないことが分かった。</p> <p>おそらく講師等に提供する食事代の基準が設けられているその趣旨は、県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するためであると考えられる。かかる趣旨に鑑みれば、過度な支出にならぬようお土産等についても同様の基準を設けることが望ましいと考える。また、かかる基準を設けることが難しい場合には、例えば講師に対する食事代やお土産代についてもその事業予算の中に適切に組み込み支出をすることが望ましい。</p> <p><u>講師等に提供するお土産等については、事業予算の中に組み込み支出を行うか、一定の執行基準を定めることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>業務終了後のご指摘であったため、本イベントへの対応はできませんでしたが、今後同種のお土産の提供が必要となる際には、事業予算の中に組み込み支出を行うよう努めてまいります。</p>	
p.102	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業(職種ロールモデルの見える化)</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、長崎新聞が発行する「就活と進学の情報紙」に女性が活躍する職種ロールモデルの紹介記事を書けるもので、年に1回行われている。幅広い分野で活躍する女性を高校生向けの情報誌で情報発信することにより、県内就職につながる意識の醸成がその目的とされている。</p> <p>しかし、情報発信のターゲットである高校生に対して、例えばアンケートを実施する等の効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内就職の意識が醸成されているのか、高校生の意識変化があるか等は不明である。</p> <p>情報紙を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報紙による情報発信がより経済的で効率的であると言えるが、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して県内就職への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p><u>情報紙による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は、長崎新聞社が発行する「就活と進学の情報紙」(年10回発行)に年1回、幅広い分野で活躍する女性特集を掲載するものであり、情報紙の趣旨やメインターゲットが類似していることから、経済的で効率的に実施できていると考えております。</p> <p>なお、今年度の事業を実施する際には、情報紙全体の読者アンケートに、当該特集についての設問を追加し、効果検証を行うこととしております。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.104	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業(企業における女性活躍推進業務)</p> <p>【委託料の前払の必要性を受託者に示してもらおう指導することが望ましい】</p> <p>ながさき女性活躍推進会議の業務委託に関して、委託料全額が前払いされている。委託料の前払いについては、委託契約書6条1項によれば原則として後払いであるが、同条2項により、必要と認められる額については委託事業者の請求に基づき一定の区分を上限として前払いで支払うものとするとしている。そして、本事業については、前払いの必要性に関する書類が1枚添付されていたが、作成日時や作成名義が不明であった。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いである。そのため、令和元年度の包括外部監査においても、委託契約において契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき、などの条件を付けるなどして改めるべきであるとする意見が出されている。本委託業務は、契約条項については「必要と認められる金額について」という条件が付けられており、その点は評価できるものである。</p> <p>また、令和元年度の包括外部監査の結果及び令和元年度普通会計定期監査結果(後期)の公表を受けて、長崎県においては令和2年8月13日に出納局会計課長より「適正な契約事務の執行について」と題する通知が発出されており、それによれば、「委任契約において、契約内容や契約相手方の状況を考慮してやむを得ず前金払いを行う場合についてはその必要性を十分に検討し、検討した結果を記録しておくこと」とされている。本事業について添付されていた前払いの必要性に関する書類は、かかる通知に従い作成されたものであると思われる。この点についても評価できるものである。</p> <p>しかし、委託料の支払が原則後払いであることに鑑みれば、委託料の前払いを請求する際には受託者において具体的な必要性を示すべきであり、請求書等にその必要性に関する記載を求める等を指導することが望ましい。</p> <p><u>県は、委託契約において前払請求がなされた場合には、受託者において請求書等に具体的な必要性を示す等を指導することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>令和5年度第3期の支払い以降、請求書に前払請求の具体的な必要性を記載するよう、受託者である長崎県経営者協会に対し指導いたしました。</p>	
p.105	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業(管理職ロールモデルの見える化)</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において活躍する女性管理職のロールモデルの紹介記事を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものである。</p> <p>しかし、前記(2)イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。</p> <p>情報誌を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるが、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p><u>情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業については、ながさきプレスで実施しているアンケートで、掲載記事に関する意見等があれば提供していたら、効果検証を行うこととしました。</p>	
p.106	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業(男女とも家庭と両立している事例紹介)</p> <p>【情報発信に対する効果検証が不十分であること】</p> <p>本委託事業は、主に長崎県内で発売されているタウン誌「ながさきプレス」において長崎県内において仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業紹介等を掲載するもので、年に1回行われている。タウン誌で情報発信することにより、女性活躍の気運の醸成を図るものである。</p> <p>しかし、前記(2)イ、(6)イで指摘したのと同様に、この情報発信についても特に効果検証は行われておらず、実際にこのような情報発信によって県内企業や県民の女性活躍推進への気運の醸成の一助となっているかは不明である。</p> <p>情報誌を利用した情報発信は、拡散力に優れており不特定多数のターゲットに情報を届けることができるが、費用対効果等の検証が困難である。現代では様々な情報発信ツールが存在し、ターゲットによって効果的なツールが異なることを踏まえれば、情報誌による情報発信がより経済的で効率的であると言えるが、改めて検証する必要があると考える。本事業でいえば、紹介記事にアンケートのQRコードを載せる等して女性活躍推進への意識醸成の程度を検証するなど、一定の効果検証を行うことが望ましい。</p> <p><u>情報誌による情報発信が、事業目的の達成のためにより経済的で効率的と言えるか、一定の効果検証を行うことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は令和4年度に終了したため、今後同種の事業を実施する際には、一定の効果検証を行うよう努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第6 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.106	男女参画・女性活躍推進室	<p>女性が活躍できる環境づくり事業(男女とも家庭と両立している事例紹介)</p> <p>[掲載企業の選定基準が不明確であること]</p> <p>本委託事業で掲載されている企業の選定については、担当者のヒアリングによれば、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業やながさき女性活躍推進企業等表彰の対象となった企業など、ながさき女性活躍推進会議の推薦等により選定しているとのことであった。その結果、前記(6)記載の「管理職ロールモデルの見える化」に関する事業で紹介された企業と、本委託事業により紹介された企業は、約半数が同一企業であった。</p> <p>確かに、女性活躍を推進する企業の選定に当たって、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等は一つの選定要素としては適切であると思われる。しかし、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員は、無料で申込をすることで会員となることが可能であり、その女性活躍推進の程度には企業ごとに異なるものである。その上、県内で広く発行されるタウン誌への掲載は、その掲載企業に対する事実上の宣伝効果をもたらすものである。</p> <p>県民から徴収する県税を含む財源を公正かつ適切に支出するため、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、掲載企業の選定基準については、ながさき女性活躍推進会議の趣旨賛同会員企業であること等に加えて、例えば女性管理職の比率、具体的取組みの内容、程度など一定の基準を設けることが望ましい。</p> <p>情報誌による特定企業に関する情報発信については、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は令和4年度に終了したため、今後同種の事業を実施する際には、特定の企業にのみ利益を与えることのないよう、一定の基準を設けるよう努めてまいります。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第7 産業労働部 雇用労働政策課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.109	雇用労働政策課	<p>離職者等再就職訓練事業委託</p> <p>【委託訓練の充足率が全国平均以下である】</p> <p>施設内訓練(県立公共職業訓練校直営の訓練)の充足率は全国平均66.5%を大きく上回る80.0%である。一方で、委託訓練の充足率は全国平均76.7%を下回る69.2%にとどまっている。</p> <p>職業訓練については、途中で就職等のために訓練を止める場合もあることから、100%の充足率は到底期待できない。しかしながら、施設内訓練よりも委託訓練の規模が大きいこと、委託訓練においては全国平均で70%を超える就職率があり、地場産業への人材の確保という効果も期待できることなどに鑑みると、委託訓練の充足率を全国平均以上にすることが強く期待される。担当課においては既に検討しているものと思われるが、委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。</p> <p><u>委託訓練について、全国平均の充足率を上回るような目標を立て、継続的に充足率向上のための方策を検討することが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>委託訓練の充足率については、毎年度、全国平均の充足率を上回る90.0%を活動指標として立て、その達成に向け、取り組んでおります。</p> <p>また、令和6年度の委託訓練の計画策定にあたっては、全国的にも人材不足が懸念されているIT分野の長期研修のコースを増やすなど、活用促進に向け、計画の見直しを図っております。</p> <p>今後も引き続き、長崎労働局やハローワーク、長崎・佐世保の高等技術専門学校と連携を図りながら、一層の訓練計画の充実と、充足率の向上に向けて取り組んでまいります。</p>	
p.110	雇用労働政策課	<p>職場環境づくりアドバイザー派遣事業</p> <p>【事業としての収支の記載が適切とはいえない】</p> <p>本事業の収支計算においては、支出としてアドバイザーへの謝金と交通費のみが記載されていた。その他の支出がないのが確認したところ、チラシ代がかかっているが、課の役務費に計上しているという説明であった。本事業は他の3事業とともにひとつの事業として扱われているということであるが、性質の異なる事業がひとまとめになっているのであるから、事業の収支も事業ごとに集計され、記録化されていることが、今後、同様の事業を行う際の便宜等のためにも望ましいと考えられる。</p> <p><u>複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本件については、事務費(チラシ印刷費用、チラシ発送費用)の執行について、事項全体で管理をしており、個別事業ごとの内訳を整理していなかったものです。</p> <p>令和5年度より、本事業の後継事業である「子育てしやすい職場環境整備支援事業」において、事項内の個別事業ごとに執行管理し、事務費支出額を記録するよう改めました。</p>	
p.111	雇用労働政策課	<p>魅力ある職場づくり研修会</p> <p>【事業としての収支の記載が適切とはいえない】</p> <p>上記職場環境づくりアドバイザー派遣事業と同様の問題点であるので、説明を省略する。</p> <p><u>複数事業を1つのまとまりのある事業と取り扱っている場合であっても、個別の事業ごとに収支を分けて記録化しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済)</p> <p>本件については、事務費(チラシ印刷費用、チラシ発送費用)の執行について、事項全体で管理をしており、個別事業ごとの内訳を整理していなかったものです。</p> <p>令和5年度より、本事業の後継事業である「子育てしやすい職場環境整備支援事業」において、事項内の個別事業ごとに執行管理し、事務費支出額を記録するよう改めました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.119	児童生徒支援課	<p>学校安全総合支援事業</p> <p>[成果指標の数値目標の設定が具体性に欠けている]</p> <p>本事業は、取組を、「都道府県・指定都市における取組」と「モデル地域における取組」の2つに分けて整理している。それぞれの取組において成果指標を設定しているが、「都道府県・指定都市における取組」の成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。</p> <p>学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合</p> <p>一方、「モデル地域における取組」における成果指標における「必須項目」とされているのは、例えば次のようなものである。</p> <p>各学校において危機管理マニュアルの見直しや内容の周知などを行い、日ごろの安全教育・管理や危機発生時における各教職員の役割について、共通理解を図っている学校の割合</p> <p>いずれの成果指標でも、数値目標が全て「割合」とされているだけである。成果指標は、数値により達成可否かを判断できる定量的な指標であることが求められる。確かに国により提供された事業計画の記載例によれば、上記のように具体的な数値の記載がないものになっている。しかしながら、国の記載例によっても「任意設定項目」においては定量的な指標を求めていることから、「必須項目」においても、達成目標が数値によって図れる定量的な指標を排除している趣旨ではないとも解釈が可能である。また、「必須項目」における指標は、達成困難とはいえないものであるから、具体的な数値目標を挙げるということについても困難とはいえない。</p> <p>本事業は前年度も行われている継続事業であることから、数値目標を %、 %増、 校増など、具体的に示すことが可能なはずであり、それが望ましいといえる。</p> <p><u>成果指標における数値目標は、前年度比増加率を設定するなど、目標を達成したことが数値で分かるよう、具体的に設定しておくことが望ましい。</u>〔意見〕</p>	<p>(措置済)</p> <p>文部科学省が示している記載例を参考として、指標を「学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合」と設定していたが、具体的な数値目標を記載していませんでした。</p> <p>令和6年度の事業計画書においては、数値目標を明記することとしました。</p>	

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																
p.121	児童生徒支援課	<p>スクールカウンセラー活用事業</p> <p>【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】</p> <p>令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標^①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑤ (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑥ (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ </td> </tr> <tr> <td>検証結果^⑨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h^② ○配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む^⑩ ○勤務実績評価 3.7^③ </td> </tr> <tr> <td>「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標^①</td> <td> <p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p> </td> </tr> <tr> <td>検証結果^③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校^④ ○好転率 8.8%^⑤ </td> </tr> <tr> <td>「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標^①</td> <td> <p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p> </td> </tr> <tr> <td>検証結果^③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校^④ ○好転率 13.1%^⑤ </td> </tr> <tr> <td>「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標^①</td> <td> <p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p> </td> </tr> <tr> <td>検証結果^③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校^④ ○好転率 4.2%^⑤ </td> </tr> </table> <p>重点配置校における相談件数については達成しているが、好転率についてはいずれも達成していない。令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転率とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転率については、何をもち「好転」と評価するのか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。</p> <p>ともあれ、達成できていない指標が多数ある現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けてもらいたい。</p> <p><u>本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。（意見）</u></p>	基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標 ^①	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑤ (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑥ (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ 	検証結果 ^⑨	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h^② ○配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む^⑩ ○勤務実績評価 3.7^③ 	「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>	検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校^④ ○好転率 8.8%^⑤ 	「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>	検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校^④ ○好転率 13.1%^⑤ 	「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>	検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校^④ ○好転率 4.2%^⑤ 	<p>(措置済)</p> <p>重点配置の効果検証に用いる指標については、令和4年度に文部科学省から、それまでの「効果があったと感じる」といった定性的な指標から、数値を用いた定量的な指標へと変更するよう指示があったことを受け、重点配置校における「相談件数」及び「好転率」を成果指標として設定していました。</p> <p>そのうち、「好転率」の具体的な目標値については、文部科学省の例を参考として、「重点配置以外の学校よりも10%の増」としましたが、実績としては、重点配置していない学校の平均値を下回るなど、事業効果を図る指標として適切とはいえない結果でした。</p> <p>このような結果となったのは、そもそも重点配置を行う学校は、課題を抱える児童生徒が多いことから、通常の学校に比べ好転率が低くなる傾向にあることが要因の一つとなったものと考えています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、令和6年度からは、成果指標を「重点配置を行う学校における好転率」とした上で、具体的な目標を「基準年度から毎年度一定割合の増を目指す」との目標とするよう見直しました。</p> <p>今後も適切な指標となっているか、毎年度検証を行いながら事業効果の計測を行うとともに、目標の達成に向け努めていきます。</p>	
基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標 ^①	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② ・基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.7）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑤ (2)保護者等との相談活動（カウンセリング）に対する評価^⑥ (3)学校組織の一員としての自覚や職員との連携（研修等を含む）に対する評価^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ 																			
検証結果 ^⑨	<ul style="list-style-type: none"> ○配置時間に応じた相談件数 0.6件/h^② ○配置時間には、コンサルテーションや記録作成時間を含む^⑩ ○勤務実績評価 3.7^③ 																			
「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>																			
検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 114.8件/1校^④ ○好転率 8.8%^⑤ 																			
「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>																			
検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 107件/1校^④ ○好転率 13.1%^⑤ 																			
「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための定量的な指標 ^①	<p>重点配置校において、総相談件数や好転率（相談対応した事例の状況の内、一定解消や解消となった事例の割合）が、重点配置校以外の学校と比較して10%以上多い^②</p>																			
検証結果 ^③	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数 134.8件/1校^④ ○好転率 4.2%^⑤ 																			

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																
p.123	児童生徒支援課	<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>【成果指標の達成に向け検討をしてもらいたい】</p> <p>令和4年度の事業に関し、県から国に対し提出された効果検証の結果を記載した書面によれば、本事業の成果指標とその検証結果は概ね以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="280 443 741 715"> <tr> <td>基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標^①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② 基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について^⑤ (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について^⑥ (3)学校内における組織体制の構築、支援について^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ </td> </tr> <tr> <td>検証結果^⑨</td> <td> ○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件^⑩ ○研修時間、移動時間、記録作成等時間等を含む^⑪ ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0） 3.7^⑫ </td> </tr> </table> <p>^①</p> <table border="1" data-bbox="280 735 741 839"> <tr> <td>「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組^⑬</td> <td>前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増^⑭</td> </tr> <tr> <td>検証結果^⑮</td> <td> 貧困支援件数 40%減^⑯ 好転件数 48%減^⑰ </td> </tr> </table> <p>^⑱</p> <table border="1" data-bbox="280 860 741 995"> <tr> <td>「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組^⑲</td> <td>前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増^⑳</td> </tr> <tr> <td>検証結果^㉑</td> <td> 虐待支援件数 49%減^㉒ 好転件数 85%減^㉓ </td> </tr> </table> <p>^㉔</p> <table border="1" data-bbox="280 1016 741 1136"> <tr> <td>「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組^㉕</td> <td>前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増^㉖</td> </tr> <tr> <td>効果検証^㉗</td> <td> 不登校・いじめ支援件数 360%増^㉘ 好転件数 11%減^㉙ </td> </tr> </table> <p>不登校・いじめ支援件数のみ目標を達成しているが、その他は達成できていない。 令和3年度においては明確な成果指標の設定は見当たらず、令和4年度から設定されたものと思われる。また、相談件数、好転件数とも、重点配置校の設定により大きく変化する指標である。好転件数については、何ををもって「好転」と評価するのか一義的に明確ではなく、判断権者により異なる可能性もあるという問題もある。 ともあれ、達成できていない指標がほとんどという現状では、今後も、重点配置校の設定を含め、事業の検証の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、さらに検討を続けてもらいたい。</p> <p>本事業においては、重点配置校の設定を含め、事業の有用性を担保する指標の設定とその達成に向け、検討を続けていくことが望ましい。（意見）</p>	基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標 ^①	<ul style="list-style-type: none"> 基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② 基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について^⑤ (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について^⑥ (3)学校内における組織体制の構築、支援について^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ 	検証結果 ^⑨	○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件 ^⑩ ○研修時間、移動時間、記録作成等時間等を含む ^⑪ ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0） 3.7 ^⑫	「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^⑬	前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増 ^⑭	検証結果 ^⑮	貧困支援件数 40%減 ^⑯ 好転件数 48%減 ^⑰	「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^⑲	前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増 ^⑳	検証結果 ^㉑	虐待支援件数 49%減 ^㉒ 好転件数 85%減 ^㉓	「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^㉕	前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増 ^㉖	効果検証 ^㉗	不登校・いじめ支援件数 360%増 ^㉘ 好転件数 11%減 ^㉙	<p>(措置済)</p> <p>重点配置の効果検証に用いる指標については、令和4年度に文部科学省から、それまでの「効果があったと感じる」といった定性的な指標から、数値を用いた定量的な指標へと変更するよう指示があったことを受け、重点配置校における「相談件数」及び「好転率」を成果指標として設定していました。</p> <p>そのうち、「好転率」の具体的な目標値については、文部科学省の例を参考として、「重点配置以外の学校よりも10%の増」としましたが、実績としては、重点配置していない学校の平均値を下回るなど、事業効果を図る指標として適切とはいえない結果でした。</p> <p>このような結果となったのは、そもそも重点配置を行う学校は、課題を抱える児童生徒が多いことから、通常の学校に比べ好転率が低くなる傾向にあることが要因の一つとなったものと考えています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、令和6年度からは、成果指標を「重点配置を行う学校における好転率」とした上で、具体的な目標を「基準年度から毎年度一定割合の増を目指す」との目標とするよう見直しました。</p> <p>今後も適切な指標となっているか、毎年度検証を行いながら事業効果の計測を行うとともに、目標の達成に向け努めていきます。</p>	
基礎配置に係る効果検証のための定量的な指標 ^①	<ul style="list-style-type: none"> 基礎配置校における配置時間に応じた相談件数（1件以上/h）^② 基礎配置校における勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0）^③ <p>具体的には、下記4項目について4段階で評価を行い基礎配置の選考へ活用する。^④</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童生徒、保護者、教職員等に対する、支援・相談・情報提供について^⑤ (2)関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整について^⑥ (3)学校内における組織体制の構築、支援について^⑦ (4)関係機関や地域の援助者との連携（コーディネート）に対する評価^⑧ 																			
検証結果 ^⑨	○配置時間に応じた相談件数（1件以上/h） 0.1件 ^⑩ ○研修時間、移動時間、記録作成等時間等を含む ^⑪ ○勤務実績評価（4段階評価 平均目標値 3.0） 3.7 ^⑫																			
「貧困対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^⑬	前年度比較において、重点配置した地域・学校における貧困支援件数・好転件数が10%増 ^⑭																			
検証結果 ^⑮	貧困支援件数 40%減 ^⑯ 好転件数 48%減 ^⑰																			
「児童虐待対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^⑲	前年度比較において、重点配置した地域・学校における虐待支援件数・好転件数が10%増 ^⑳																			
検証結果 ^㉑	虐待支援件数 49%減 ^㉒ 好転件数 85%減 ^㉓																			
「いじめ・不登校対策のための重点配置」における効果検証のための取組 ^㉕	前年度比較において、重点配置校におけるいじめ・不登校支援件数・好転件数が10%増 ^㉖																			
効果検証 ^㉗	不登校・いじめ支援件数 360%増 ^㉘ 好転件数 11%減 ^㉙																			

令和5年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

包括外部監査の結果報告・各論

第9 教育庁 児童生徒支援課

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.125	児童生徒支援課	<p>SNSを活用した相談事業「スクールネット@伝えんば長崎」業務委託</p> <p>[成果指標の設定がない]</p> <p>当該事業においては、成果指標の設定がない。 国や自治体における相談事業について、成果指標を導入している例もあるため、成果指標の設定自体は可能であると思われる。成果指標の設定がなければ、個別事業の蓄積は進んでいくであろうが、事業自体をどう評価すべきか、判断する基準を持つことができない。重大な案件を扱う可能性のある事業であることから、成果を見極めていくことが重要と考える。</p> <p>民間事業者への委託であるので、民間事業者のモチベーションを挙げるために、政府も推奨する成果運動型民間委託契約方式の検討もされてよいのではないかと、今後、成果指標をどのように設定するか等を検討してもらいたい。</p> <p>なお、指標の設定自体が事業の性質になじまないとの意見もあるが、同様の相談事業等において指標を設定している例もあるのであるから、少なくとも指標の設定が可能かどうかの検討は必要であると考えます。</p> <p><u>当該事業については、今後、成果指標の設定を検討するのが望ましい。</u>（意見）</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業については、教育相談体制の充実を図ることを目的とし、数値的な観点から評価する性質のものではなく、契約書に定める業務を適切に遂行することが重要であるとの考え方により、成果指標の設定は行っていませんでした。</p> <p>一方で、今回の意見を受け、九州各県ほか、複数の自治体にSNS相談にかかる指標を設定しているか聞き取りを行ったところ、指標を設定している例が確認できたことから、令和7年度の契約に向け、他県の状況や専門家の意見を踏まえ、成果指標の設定について検討いたします。</p>	